

## 入札参加者の皆様へ

令和6年1月15日以降の発注分から入札公告及び入札説明書を改正しています。

今回の主な改正は、紙入札で参加する場合の「競争参加資格確認申請書」「技術提案書」の提出方法及び参加者からの「各種質問」「各種説明要求」の提出方法を次のとおり変更するものです。

◎ 改正前：持参又は郵送（一般書留郵送又は簡易書留郵便に限る）

◎ 改正後：原則電子メール

この改正に伴い、署等から参加者への「競争参加資格の有無の通知」「質問への回答」「説明要求への回答」についても原則電子メールで返信することになります。

これまで提出を求めていた「競争参加資格の有無の通知」用の返信用封筒は提出不要となりましたのでご注意ください。

なお、電子メールでの提出は必須ではなく、これまで同様、持参や郵送での提出も受け付けます。郵送は普通郵便やレターパックでも構いません。

また、持参や郵送の場合でも返信用封筒の提出は必要ありません。